

# 「週休2日制適用工事試行要領 第I編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用

## 1 用語の定義等（要領2関係）

### (1) 対象期間

#### (ア) I編の場合

着工日から現場完了までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ・ 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間
- ・ 工場製作のみを実施している期間
- ・ 工事全体を一時中止している期間
- ・ 歴上の土曜日・日曜日が無い週
- ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

着工日：現場に継続的に常駐した最初の日

現場完了：全ての作業が終了したとき

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

### (2) 週休2日の達成判断

#### (ア) 土木工事の場合

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇7日間

－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間

－工事全体を一時中止している期間

－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間等

(イ) 港湾漁港工事の場合 休日の評価は下記の工事着手日以降、最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は対象期間に含まない。

## 2 対象工事について（要領3関係）

明確な工程上の制約がある工事や発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事（補助事業で費用の補正を認められていない工事など）は適用外とすることができる。

なお、週休2日制適用工事の実施の可否については、事業主務課と予算について別途確認するものとする。

## 3 工事費の補正について（要領4関係）

### (1) 各経費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

表 1 土木工事の場合の補正係数

	週休2日 (月単位)	完全週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

表 2 港湾漁港工事の場合の補正係数

	週休 2 日 (月単位)	完全週休 2 日
労 務 費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.03

(2) 市場単価

週休 2 日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休 2 日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休 2 日の補正係数

週休 2 日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は下表による。

表 3 土木工事の場合の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休 2 日
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グレーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

表4 港湾漁港工事の場合の補正係数

名称	補正係数
底面工	1.01
マット工	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.02
コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.02
防砂目地板取付工 (水中施工)	1.02
吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.02
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.02
現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01

汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

(3) 標準単価

週休2日補正前の標準単価については、物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。

（補正式）

週休2日補正後の標準単価＝標準単価×週休2日の補正係数

週休2日の区分により、標準単価に乗じる補正係数は下表による。

表5 要領I編 標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休2日
区画線工		1.02●	1.02●
高視認性区画線工		1.02●	1.02●
橋梁塗装工		1.01●	1.01●
構造物とりこわし工	機械	1.01●	1.01●
	人力	1.02●	1.02●
コンクリートブロック積工		1.02●	1.02●
排水構造物工		1.02●	1.02●
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02

バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業者	1.02	1.02

※表5の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正に係る単価を示す。

(4) 注意事項

(ア) 労務単価の補正

①積算システムにおいて自動的に補正に係らない単価の取扱

表6に示す労務単価コードは、工場製作の労務単価のため、積算システム上で週休2日補正が自動的に行われないプログラムとなっている。

ついては、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、登録単価(W単価やF単価)において補正後の労務単価を登録し、積算すること。

②積算システムにおいて自動的に補正に係る単価の取扱

表6に示す労務単価コード以外は、週休2日補正は自動的に計算されるため、労務単価コードをそのまま入力して、積算すること。

(イ) 機械賃料の補正

機械経費(賃料)を登録単価として計上する場合は、補正後の単価を登録し、積算すること。

表6 積算システムで補正されないコード

コード	名称
R0530	橋りょう塗装工
R3010	機械設備製作工
R3020	機械設備据付工
TM601	工場製作工数単価(直接労務単価)
TM611	工場製作工数単価(直接労務単価)
TM652	船舶製作工

TM653	機械設備製作工
TM654	機械設備据付工

(ウ) 端数処理

各補正係数を乗じたあとの週休2日の補正後単価の端数処理は以下のとおりとする。

① 労務費

労務費の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点以下切り捨てとする。

[計算例(週休2日補正のみの場合)]

週休2日の補正後単価=補正前単価×週休2日の補正係数

$$=21,300 \times 1.04$$

$$=22,152 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

[計算例(冬期歩掛補正後に週休2日補正をおこなう場合)]

週休2日の補正後単価=補正前単価×(1+冬期歩掛補正率)

×週休2日の補正係数

$$=21,300 \times (1+0.04) \times 1.04$$

$$=23,038.08$$

$$=23,038 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

② 市場単価・標準単価

市場単価及び標準単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

なお、市場単価及び標準単価は、施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休2日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式で単価を算出する。

加算率・補正係数E=

$$E = (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } \dots S_x 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_x)$$

(小数点第4位四捨五入3位止め)

加算率・補正係数補正後の単価=週休2日補正後の市場単価(標準単価)×E

市場単価及び標準単価の加算率・補正係数補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

3 事務手続きについて(要領8関係)

(1) 積算関係

(ア) 当初設定工期は標準工期とする。

(イ) 掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事掲示板(T9941)」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。

(ウ) 当初積算時に、「月単位の週休2日」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

受注者から提出される、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類(出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等)により、施工中の現場閉所率の状況や実績を確認し、現場閉所が週休2日に満たない場合、現場閉所率に応じて設計変更する。

(3) 対象工事である旨等の明示

(ア) (1)対象工事である旨等の明示を、入札公告(入札通知書・見積書提出通知)および特記仕様書等に記載するものとする。

(イ) (1)の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

<入札公告への記載例>

○その他

本工事は、発注者指定型の「週休2日制適用工事要領 土木工事編（新地町HP参照）」を適用する「週休2日制適用工事」である。

※当初積算時に「週休2日」を確保する場合の補正を行っている。

<特記仕様書の記載例>

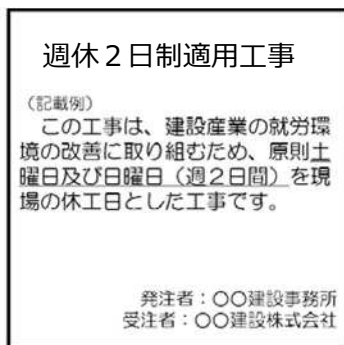
以下のとおり明記することとする。

・本工事は、発注者指定型の「週休2日制適用工事要領 土木工事編（新地町HP参照）」を適用する「週休2日制適用工事」である。

※当初積算時に「週休2日」を確保する場合の補正を行っている。

(ウ) 「数量内訳表（金抜設計書の表紙）」右上に「週休2日制適用工事（発注者指定型）」と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

- 4 掲示板の設置について（要領6、8関係）  
掲示板のレイアウトは下記の例による。



※縦横1m程度とする  
現場の状況に応じて大きさは変更可  
※受注者は工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする  
※下線部は現場状況に応じて適宜変更する

- 5 週休2日の達成状況の確認について（要領6、8関係）

書類の作成負担等にも考慮し、現場閉所実績が記載された出勤簿や工事日誌、工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等の記録資料等を受注者に対して提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

なお、原則、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）や勤務の状況がわかる書類は、別紙の現場稼働状況調査票と現場稼働実績集計表を提出することとし、それ以外の書類を提出する場合は、受発注者協議とする。

- 6 附則

この運用は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用  
附則

この運用は、令和6年6月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この運用は、令和7年11月4日以降に起工する工事から適用する。

「週休2日制適用工事試行要領 第Ⅱ編～第Ⅲ編（建築関係工事編）」の運用

1 用語の定義等（要領2関係）

(1) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

ア 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間

オ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）

カ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

キ 暦上の土曜日・日曜日が無い週

（協議により土曜日・日曜日を変更した場合はその日が無い週）

ク 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(2) 現場閉所（現場休息）率

現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所（現場休息）率

＝現場閉所（現場休息）日数

÷（工事着手日から工事完成日までの日数－(1)ア～クの期間）

2 補正対象（要領4関係）

(1) 補正の対象とする工事

ア 発注者が予め週休2日に取り組むことを指定する工事（完全週休2日、月単位）。

イ 受注者が協議にて、完全週休2日を希望し、かつ条件を達成した工事。

(2) 補正の対象としない工事

ア 取組の結果、4週8休に満たない場合。

イ 工期全体で4週8休の場合（通期）。

(3)分離発注の場合で、現場閉所（現場休息）率が同一でなくとも、補正の対象とする。また、発注工事のいずれかが完全週休2日または月単位に満たなかった場合でも、他の発注工事は補正の対象とする。

3 工事費の積算方法（要領5関係）

週休2日制適用工事及び完全週休2日制適用工事において、「4 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

4 単価の補正方法等（要領5関係）

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価（労務費を分けて計上しているもの）

複合単価を構成する労務単価は、新営工事、改修工事とも表1～3の補正率を乗じて補正する。

改修工事については、労務単価に該当工種の改修割増を乗じ、さらに補正率を乗じる。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載単価の補正は、表4～6の補正率を乗じて補正する。

(3) 見積単価

見積りによる単価については、補正を行わない。

5 対象工事である旨等の明示（要領9関係）

(1) 対象工事である旨等の明示を、入札公告（入札通知書・見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

(2) (1)の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

<入札公告への記載例>

○その他

本工事は、発注者指定型の「週休2日制適用工事要領 建築工事編（新地町HP参照）」を適用する「（完全）週休2日制適用工事」である。

※当初積算時に「週休2日」を確保する場合の補正を行っている。

<特記仕様書の記載例>

以下のとおり明記することとする。

・本工事は、発注者指定型の「週休2日制適用工事要領 建築工事編（新地町HP参照）」を適用する「（完全）週休2日制適用工事」である。

※当初積算時に「週休2日」を確保する場合の補正を行っている。

(3) 「数量内訳表（金抜設計書の表紙）」右上に「**（完全）週休2日制適用工事（発注者指定型）**」と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等（要領6・7関係）

(1) 工事着手前

ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する（ウィークリースタンスの推進）。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休業の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

## 7 休日率の確認方法等（要領6・7関係）

### (1) 工事着手前

ア 監督員は、休日率の算出に必要な「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況（以下、休日取得状況）」の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう休日取得の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

### (2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度休日取得状況の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、休日取得状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する休日取得状況の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の休日取得状況の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による休日取得状況の確認のため「実施工程表」等に休日取得状況の日を記載し、監督員に提出する。

### (3) その他留意事項

ア 休日取得状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

エ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が休日取得の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

### (4) 現場代理人の休日取得

ア 現場閉所を行わない日において、現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とする。なお、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合には、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係を確認

するための書類を添付した上で、事前に現場代理人の代理として、監督員に通知すること。

8 実施証明書（要領 8 関係）

(1) 実施証明書の発行は、4 週 8 休以上を達成した工事が対象であり、それ以外は対象とならない。

(2) 受託工事における実施証明書の発行は、発注者が行うものとする。

表 1 建築工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	月単位の 4 週 8 休以上	完全週休 2 日
全ての工種		1.02	1.02

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表 2 電気工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	月単位の 4 週 8 休以上	完全週休 2 日
全ての工種		1.02	1.02

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表 3 機械工事 複合単価の補正率

工 種	摘要	月単位の 4 週 8 休以上	完全週休 2 日
全ての工種		1.02	1.02

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表 4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘要	完全週休 2 日、 月単位の 4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01

金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01
撤去	各工種による		
取り壊し		1.01	1.01

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

※月単位は、週休2日制適用工事とする。（電気工事、機械工事共通）

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘要	完全週休2日、 月単位の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00

	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅 覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日、 月単位の4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト附属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー 等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

附 則

この運用は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この運用は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この運用は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附 則

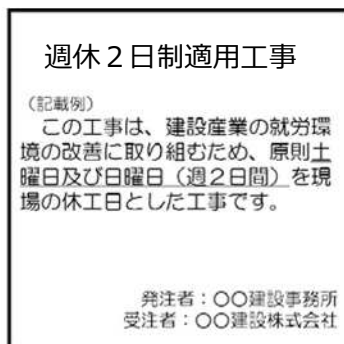
この運用は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この運用は、令和7年11月4日以降に起工する工事から適用する。

## 「週休2日制適用工事試行要領 第IV編（農林土木工事編）」の運用

- 1 対象工事について（試行要領3関係）  
明確な工程上の制約がある工事や発注者が試行工事に適さないと判断した工事（補助事業で費用の補正が認められていない工事など）は適用外とすることができる。
- 2 掲示板の設置費用の計上について（試行要領8関係）  
掲示板の設置費用については、当初から農林土木事業原単価表の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。（規格は幅 1,100×高 1,600）
- 3 掲示板の設置について（試行要領6、8関係）  
掲示板のレイアウトは下記の例による。



※縦横1m程度とする  
現場の状況に応じて大きさは変更可  
※受注者は工事現場の見やすい位置に  
PR看板を設置するものとする  
※下線部は現場状況に応じて適宜変更  
する

- 4 週休2日の達成状況の確認について（試行要領6、8関係）  
書類の作成負担等にも考慮し、現場閉所実績が記載された出勤簿や工事日誌、工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等の記録資料等を受注者に対して提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。
- 5 補助版標準積算システムの補正方法について（試行要領4、8関係）  
積算書作成時に表示される工事別条件画面において、週休2日の補正項目欄のプルダウンメニューから条件を選択することにより補正される。  
ただし、工場製作工は補正の対象外であるため、橋りょう塗装工（R01053）、製作工（R03001）はシステムにおいて補正計算されない。
- 6 附 則  
この運用は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。